（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条　令第十三条第七項第二号イの主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（交付申請者の代理人に対して求める措置）

第十五条の二　令第十三条第七項第二号ロの主務省令で定める措置は、当該代理人から法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うこととする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　［略］

［２・３　略］

４　令第十三条第四項第二号の主務省令で定める書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］	［略］
第十二条第二項	［略］	［略］	［略］
	第十条第一号	同条第六項第四号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、第十条第一号	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条　令第十三条第七項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

［新設］

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　［同上］

［２・３　同上］

４　令第十三条第四項ただし書の主務省令で定める書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第十二条第二項	［同上］	［同上］	［同上］
	第十条第一号	同条第五項第四号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、第十条第一号	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］